

「令和6年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金」事務の流れ

- ① 浄化槽設置届出書(改造)瑞浪市上下水道課→東濃県事務所環境課→東濃保健所
- ② 浄化槽設置通知書(新築・増築)東濃建築事務所→瑞浪市都市計画課→瑞浪市上下水道課

1. 補助金交付申請書

受付期間: 令和6年12月27日までとなります。なお、予算範囲の受付を終了した場合はこの限りではありません。

【添付書類】①申請者が住宅等を借りている者であるときは、賃貸人の承諾書

- ②浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し
- ③浄化槽工事請負契約書の写し及び工事見積書の写し
- ④全浄協登録証の写し
- ⑤全浄協登録浄化槽管理票C票
- ⑥全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保障登録証
- ⑦市町村税の滞納がないことを証明できる書類(申請年の1月1日時点で市外に住民登録のある場合)
- ⑧単独処理浄化槽等撤去工事及び単独処理浄化槽等からの転換にかかる宅内配管工事は、工事見積書の写し、配置図、配管図及び現況写真



2. 補助金交付決定

・事前着工等の確認に職員が伺います。



設置工事着手



設置工事完成(使用開始)



3. 事業実績報告書

完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに提出して下さい。

【添付書類】①法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し

- ②浄化槽保守点検・清掃の業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し
- ③浄化槽チェックリスト
- ④浄化槽施工工事写真一式(浄化槽施工基準によるもの)
- ⑤収支決算書及び工事請求書の写し
- ⑥単独処理浄化槽等を撤去した場合は、工事請求書の写し、施工のわかる写真、浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽に限る)及び産業廃棄物管理票の写し
- ⑦増築を伴わない単独処理浄化槽等からの転換にかかる宅内配管工事は、工事請求書の写し、施工のわかる写真及び浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽に限る)



④ 完成検査(職員が伺います)



⑤ 補助金交付額確定



⑥ 補助金交付請求書

・補助金の振込先をお知らせください。(本人名義の口座に限ります。)



⑦ 補助金の支払(本人名義の口座に振り込みます。)

令和6年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

1 . 補助金交付手続きの流れについて

①補助金交付申請書提出→②交付決定→工事着手→工事完成→③事業実績報告書（補助金交付請求書）提出→④完成検査→⑤補助金交付額確定→⑥補助金交付請求書→⑦補助金支払（口座振込）

※下線は、申請者から提出していただく書類です。

受付期間：令和6年12月27日までとなります。なお、予算範囲の受付を終了した場合はこの限りではありません。

2 . 補助対象について

- ・補助対象となるのは、事業実績報告日より1年経過後までに浄化槽設置敷地内に住民票を置く者に限られます。別荘や居住する人がいない又は特定されていない建物は、対象になりません。
- ・原則、水洗化の向上に繋がる事が条件となります。（合併処理浄化槽の付け替え、公共下水道区域からの移転等、すでに水洗化されていた場合は対象となりません。（家族が増える等の理由での移転は対象となります。詳しくは上下水道課までご相談ください。））

3 . 補助金の対象区域について

- ・原則、公共下水道の事業認可区域、農業集落排水事業区域以外の区域が対象となります。
- ・対象区域はおおむね下記のとおりですが、対象外の地区でも対象となる場合がありますので、上下水道課までご相談ください。

陶町の全域
稲津町の一部（小里は一部対象外）
大湫町の一部（農業集落排水事業地域は対象外）
土岐町の一部（奥名の一部、庄ヶ洞、大草、大久手、仲ヶ平）
釜戸町の一部（宿、公文垣内、中切、西大島、中大島、東大島、上平、町屋の一部は対象外）
日吉町の一部（公共下水道地域は対象外）

4 . 補助金の金額について

- ・設置される合併処理浄化槽の人槽（50人槽以下）に応じて下記の限度額までの額となります。
- ・単独処理浄化槽、くみ取り槽からの転換の方は、撤去費用（限度額は単独処理浄化槽12万円、くみ取り槽9万円）を上積みして補助します。
- ・増築を伴わない建物で、単独浄化槽・くみ取り槽からの転換の場合、宅内配管に対する工事費（限度額は30万円）を上積みして補助します。

人槽区分	高度処理型合併処理浄化槽
5人槽	360,000円
6～7人槽	462,000円
8～10人槽	585,000円
11～20人槽	1,092,000円
21～30人槽	1,860,000円
31～50人槽	2,496,000円

5 . 申請書について

- ・申請書が提出され審査を経た後、補助金の交付が決定します。
- ・申請書は、必ず工事着手前に提出してください。交付決定前に現場確認に伺います。
- ・工事着手後に補助金交付の申請書を提出されても、補助金は出ません。
- ・原則的に、申請書の提出順に交付の決定をします。
- ・市税・上下水道等の滞納がある方に関しましては、申請書を提出されましても補助金は出ません。

浄化槽整備事業補助金についてのお問い合わせは、下記まで

瑞浪市役所 上下水道課 TEL 0572-68-9821